会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

日医発第 366 号（保険）
令和８年５月 20 日

都道府県医師会
労災保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
細　川　秀　一
（公印省略）

「労災診療費算定マニュアル（令和８年６月版）」の一部改定について

健康保険診療報酬点数表等の改定に伴う労災診療費算定基準における健康保険準拠項目および労災特掲項目の一部改定につきましては、令和８年４月１日付「令和８年度労災診療費算定基準の一部改定について」（日医発第 2089 号（保険））により、既にご連絡申し上げているところでございます。

このたび、運用面での変更等を踏まえ、「労災診療費算定マニュアル（令和８年６月版）」が一部改定されましたので、ご連絡いたします。

（改定内容の詳細につきましては、添付資料②をご参照ください。）

また、周知用リーフレットにつきましてもホームページに掲載されましたので、併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会関係会員への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

［添付資料］
① 労災診療費算定マニュアル（令和８年６月版）
② 「労災診療費算定マニュア」新旧対照表
③ 労災診療費算定基準が改定（周知用リーフレット）

【参考】
労災診療費の改定について（令和８年６月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604_00008.html
※こちらの URL で労災診療費算定マニュアル(令和８年６月版)等のダウンロードが可能です。